

差止訴訟の法定（検討参考資料）

第1 行政庁が処分又は裁決をすべきでないことが一義的に定まること （一義性の要件）

処分が現実にされるまでの間における事情の変更や行政庁の要件判断などの過程を経るまでもなく、判決の時点で直ちに特定の処分を事前に差し止める（してはならないことを義務付ける）べきであると認められることが必要であり、その意味では、義務付け訴訟と同様の趣旨で、行政庁が処分又は裁決をすべきでないことが一義的に定まることが、本案の要件として必要ではないか。

第2 処分（又は裁決）を差し止めることによる救済が必要であること （差止訴訟による救済の必要性に関する要件）

執行停止を含む取消訴訟による救済との関係で、差止訴訟による救済の必要性について、原告の不利益の程度をどのように考慮すべきか。

処分によって生ずる損害が回復困難であって、しかも処分の執行停止によってはその損害を避けることができない場合など、原告の不利益の程度が極めて大きく、そのため差止訴訟による事前救済の必要性が高い場合に限られるべきではないか。

「処分を受けてからこれに関する訴訟で事後的に争ったのでは回復しがたい重大な損害を被るおそれがある等、事前の救済を認めないことを著しく不相当とする特段の事情」が必要であると考えべきか。（最高裁判所昭和47年11月30日第一小法廷判決・民集26巻9号1746頁、長野勤評訴訟参照）

問題となり得る事例

- i) 処分がされた場合に、執行停止決定を得る間もなく、回復の困難な損害が発生する場合。例えば、名誉を侵害し、企業秘密やプライバシーに当たる事項の記載された文書の公開処分を受けるおそれがある場合などはどうか。
- ii) 同種の処分が反復継続することが予想される場合で、個別の処分ごとに取消訴訟を提起して執行停止を得ることは、実質的に不可能であるか、不可能でないとしても原告の権利救済に著しい負担となる場合。特に公権力の行使に当たる事実行為が繰り返される場合はどうか。

行政庁が特定の処分又は裁決をする蓋然性があることも、差止訴訟の要件として必要ではないか。

第3 原告適格

原告適格については、処分がされた場合に取消しを求めることができない者は差止訴訟を提起することもできないと考えるべきであるという観点から、取消訴訟と同様に考えられるのではないか。

第4 処分又は裁決の特定

処分をしてはならないかどうかを明確に判断することができ、処分を差し止められ、それをしてはならないことを義務付けられた行政庁に判決の効力を判断することができるようにするためには、一般の民事訴訟において請求の趣旨の特定が求められるのと同様の趣旨で、差し止める処分又は裁決が特定されなければならないのではないか。

処分又は裁決の特定は、救済の必要性との関係で、義務付け訴訟の場合と同様に、の趣旨が満たされる限りにおいて、一定の明確な範囲に限定する方法で特定することを考慮すべき場合もあるのではないか。